

手続きの簡素化に関する通知関係文書

(平成 25 年 3 月 8 日～4 月 5 日までに発出されたもの)

I－⑤ 造成工事等の早期着手

事 務 連 絡
平成 2 5 年 3 月 1 5 日

防災集団移転促進事業担当課長 御中
教育委員会文化財担当課長 御中
※岩手県、宮城県、福島県、茨城県、仙台市

国土交通省都市局都市安全課
文化庁文化財部記念物課

東日本大震災の復興に伴う防災集団移転促進事業における
埋蔵文化財発掘調査の実施に関する取扱いについて（通知）

このたび、標記の件について問合せを受けましたので下記のとおり周知いたします。
貴管下の関係市町村に対して周知いただくとともに、埋蔵文化財発掘調査の迅速な実施に向けて、引き続き御指導と御協力をお願いいたします。

記

【質問内容】

東日本大震災の復興に伴う防災集団移転促進事業を実施するためには、事業主体となる市町村は、集団移転促進事業計画を国土交通大臣の同意を得て策定することが必要だが、当該事業を実施するにあたって、記録として保存するための埋蔵文化財発掘調査が予定されている場合、当該事業計画に係る国土交通大臣の同意を得る前から当該発掘調査を行うこと（以下「先行調査」という。）は可能か。

【回答】

お問い合わせの先行調査については、当該先行調査の実施についてその対象となっている土地所有者の同意が得られれば、実施することが可能です。また、当該先行調査の費用については、防災集団移転促進事業における事業計画策定費等の調査事業として、復興交付金を使用して実施することが可能です。

※本件は、平成25年3月15日付け（事務連絡）で、国土交通省都市局都市安全課・文化庁文化財部記念物課から関係防災集団促進事業担当課長・関係教育委員会文化財担当課長宛に発出した通知です。

（宛先）岩手県、宮城県、福島県、仙台市

東日本大震災の復興に伴う防災集団移転促進事業における
埋蔵文化財発掘調査の実施に関する取扱いについて（通知）

このたび、標記の件について問合せを受けましたので下記のとおり周知いたします。貴管下の関係市町村に対して周知いただくとともに、埋蔵文化財発掘調査の迅速な実施に向けて、引き続き御指導と御協力をお願いいたします。

記

【質問内容】

東日本大震災の復興に伴う防災集団移転促進事業を実施するためには、事業主体となる市町村は、集団移転促進事業計画を国土交通大臣の同意を得て策定することが必要だが、当該事業を実施するにあたって、記録として保存するための埋蔵文化財発掘調査が予定されている場合、当該事業計画に係る国土交通大臣の同意を得る前から当該発掘調査を行うこと（以下「先行調査」という。）は可能か。

【回答】

お問い合わせの先行調査については、当該先行調査の実施についてその対象となっている土地所有者の同意が得られれば、実施することが可能です。また、当該先行調査の費用については、防災集団移転促進事業における事業計画策定費等の調査事業として、復興交付金を使用して実施することが可能です。

○防災集団移転促進事業に係る連絡先

国土交通省都市局都市安全課

広域防災専門官 服部 卓也 (内線32312)

係長 高畑 佳史 (内線32355)

電話：(代表) 03-5253-8111 (直通) 03-5253-8402

E-Mail : takahata-y27d@mlit.go.jp

○埋蔵文化財発掘調査に係る連絡先

文化庁文化財部記念物課

専門官 草野 純一 (内線2874)

係長 堀 敏治 (内線4768)

電話：(代表) 03-5253-4111 (直通) 03-6734-2876

E-Mail : toshi-h@bunka.go.jp

※本件は、平成25年3月15日付け（事務連絡）で、文化庁文化財部記念物課・岩手県教育委員会事務局生涯学習文課から大船渡市教育委員会教育長宛に発出した回答です。なお、本件については、岩手県、宮城県、福島県、仙台市教育長宛に周知しています。

東日本大震災の復旧・復興事業に伴う埋蔵文化財
発掘調査に関する取扱いについて（回答）

東日本大震災の復旧・復興事業に伴う埋蔵文化財の取扱いや発掘調査の迅速化等に関し、2月28日に貴市から要望のありました事項について、下記のとおり回答いたします。

記

【回答】

要望1. について

今回の震災における埋蔵文化財発掘調査の弾力的な取扱いについては、平成23年4月28日付け23庁財第61号文化庁次長通知及び平成24年4月17日付け24庁財第62号文化庁次長通知により周知しています。

御要望の盛土などにより比較的良好な状態で保存できる場合は記録保存を目的とする発掘調査（本発掘調査）を不要とすることは弾力的な取扱いに含まれるものです。

なお、盛土を行う場合には、大規模な盛土では重量による地下遺構・遺物への損壊のほか、柱状改良等地盤対策を伴うことによる地下遺構・遺物への損壊もあり得ますので、発掘調査の可否にあたって御考慮願います。

要望2. (1) 及び (2) について

御要望の新しい測量機器や重機の使用は発掘調査の迅速化につながるものであり、積極的に支援してまいりたいと考えています。具体的には、そのような機器を有する会社から賃借して貴市で使用いただく方法のほか、測量そのものを新しい測量機器を有する測量会社に委託することが考えられます。これらの費用については、現在活用いただいている東日本大震災復興交付金で負担することが可能です。

また、このような新しい測量機器の調達や、測量会社への委託に関する具体的な実施を支援する観点から、これらの知見を有する他の地方公共団体職

員を一定期間派遣することを検討しているところであり、発掘調査の迅速化に向けて引き続き支援してまいります。

要望3. (1) について

上記1. で言及していますとおり、今回の震災における埋蔵文化財発掘調査については弾力的な取扱いを依頼しているところであり、御要望の発掘調査報告書の刊行の期限についても柔軟に対応することが適切と考えています。

なお、阪神・淡路大震災時も同様の対応が行われましたが、発掘担当者の記憶の衰退等による非効率化により報告書の刊行が発掘調査終了後から10年を超えた例もありました。発掘調査の整理作業から報告書刊行までの期間が長期に及ぶことにより、同様の課題が生じることが想定されますので、発掘担当者の負担を軽減できるよう整理作業における外部委託等を行い、冬期期間の効率的な活用にも御留意いただくことが適切と考えています。

要望3. (2) について

今回の埋蔵文化財発掘担当者の派遣においては、いずれの地方公共団体も御要望の報告書の作成支援を前提として協力いただいておりますが、今回の要望を受けて、改めて、関係地方公共団体に依頼しています（平成25年3月15日付け24庁財第737号文化庁次長通知）。

要望4. について

御要望に答えられるよう、今後とも対応してまいります。

(本件担当連絡先)

文化庁文化財部記念物課

専 門 官 草野 純一 (内線2874)

係 長 堀 敏治 (内線4768)

電話：(代表) 03-5253-4111

(直通) 03-6734-2876

岩手県教育委員会事務局生涯学習文化課

文化財専門員 菅 常久 (内線6180)

電話：(代表) 019-651-3111

(直通) 019-629-6170

平成25年2月28日大船渡市教育委員会要望事項

【要望事項】

1. 埋蔵文化財の取扱いに係る弾力的な取扱いを要望いたします。

『埋蔵文化財の保護と発掘調査の円滑化等について（平成12年3月31日教文第1341号）』では、発掘調査基準についての基本的な考え方が示されています。例えば『恒久的な工作物の設置により相当期間にわたり埋蔵文化財と人の関係が絶たれ、当該埋蔵文化財が損壊したのに等しい状態となる場合は発掘調査を行う。』として建築物外が挙げられています。

については、盛土等により比較的良好な状態で保存できる場合には、盛土等の取扱いとするなど、調査期間の短縮化ができるように要望いたします。

2. 発掘調査を迅速に実施するための支援について

(1) 発掘調査が迅速に実施できる測量器具（光波）等の支援を要望いたします。

当市においては、発掘調査は重機のほか、ほぼ人力で実施していることから、長期間の調査となっております。については、発掘調査が迅速に実施できる測量器具（光波）等の支援をお願いいたします。

(2) 発掘調査を迅速に実施するための指導・助言を要望いたします。

当市においては、震災以前は開発事業に係る埋蔵文化財調査を実施した事例が少なく埋蔵文化財保護と復旧・復興事業との整合を図る上で、対応に苦慮していることから、御指導・御助言を要望いたします。

3. 発掘調査報告書について

(1) 刊行期限の延長を要望いたします。

報告書の刊行は、報告書の完成が発掘調査の完了であること、調査成果は可能な限りすみやかに公表する必要があることから、発掘作業終了後、おおむね3年以内に行うとなっております。住民の高台移転などに係る発掘調査を最優先に行わなければならないこと、また調査員が不足している中で、一年を通じて室内整理作業に従事する調査員の確保は困難であることから、発掘調査ができない冬期期間の作業となり、すべての発掘調査事業の報告書を3年以内に刊行することは困難な状況にありますので、刊行期限の延長を要望いたします。

(2) 発掘調査報告書の作成に係る支援を要望いたします。

発掘調査終了後、担当派遣職員は派遣元に戻り、担当者ではない職員が報告書を作成することになります。担当者でなければ作成できない箇所があることから、派遣元に帰ってからも、報告書作成への支援を要望いたします。

4. 今後も職員派遣の継続を要望いたします。

当市の埋蔵文化財調査体制は十分に体制ができていないことから、今年度は当市嘱託職員、他市派遣職員とそれを統率する岩手県内他市職員により、調査を実施いたしました。

平成25年度は、文化庁ルートによる他市職員派遣で、函館市から1名、神戸市から2名、盛岡市から1名が当市に派遣されることになっております。

平成25年度採用予定の新規職員を育成するため、また県外他市派遣職員は東北地方の埋蔵文化財に慣れていないことから、県外他市派遣職員を統率していただくため、今後も県内他市派遣職員に支援いただきたいと思います。

今後、時間が経過することにより震災が忘れられ、他市からの派遣職員が減少することが懸念されることから、今後とも文化庁ルートにより、被災地への他市からの職員派遣を継続いただきますよう要望いたします。

24 庁財第 737 号
平成 25 年 3 月 15 日

各都道府県・政令指定都市教育委員会教育長 殿
各都道府県・政令指定都市総務部長 殿

文化庁次長
河村潤子

(印影印刷)

東日本大震災の復旧・復興事業に伴う埋蔵文化財発掘調査
のための職員派遣について（依頼）

東日本大震災の復旧・復興事業に伴う埋蔵文化財発掘調査のための職員派遣について、「東日本大震災の復旧・復興事業に伴う埋蔵文化財発掘調査のための職員派遣について（平成 23 年 9 月 30 日付け 23 庁財第 288 号）」及び「東日本大震災の復旧・復興事業に伴う埋蔵文化財発掘調査のための職員派遣について（平成 24 年 9 月 27 日付け 24 庁財第 414 号）」による依頼に関し、これまでの積極的な御協力に感謝申し上げます。

このたび、埋蔵文化財発掘調査の円滑かつ迅速な実施の観点から、岩手県、宮城県及び福島県からの要望も踏まえ、以下について、御協力いただきたいと考えております。

また、各都道府県教育委員会におかれては、管下の市区町村の教育委員会に周知いただき、協力に向け御尽力くださいますよう、お願いします。

記

1. 派遣職員による発掘調査に関する報告書の作成への支援

被災地において派遣職員が行った発掘調査について、派遣期間内に当該発掘調査に関する報告書の作成まで至らない場合も想定されます。

職員派遣を行っていただいた都道府県等教育委員会におかれては、派遣先地方公共団体の求めに応じて、派遣職員がその派遣期間終了後も報告書の作成を支援できるよう、協力をお願いします。

2. 埋蔵文化財発掘調査における民間会社の活用に向けての支援

埋蔵文化財発掘調査の円滑かつ迅速な実施の観点から、測量の実施、重機や作業員の確保及び管理について民間会社の活用も考えられますが、地域によってはその具体的な方法に関する知見や経験が少ないことが課題となっています。

このような業務に関する知見や経験を有する都道府県等教育委員会におかれ
ては、民間会社の活用に関し、被災地の教育委員会の求めに応じ、担当職員の出張による応援等の協力をお願いします。

(本件担当連絡先)

文化庁文化財部記念物課

専門官 草野 純一 (内線2874)

係長 堀 敏治 (内線4768)

電話：(代表) 03-5253-4111

(直通) 03-6734-2876

事 務 連 絡
平成25年3月21日

関係都道府県・政令指定都市・市町教育委員会
文化財行政担当課長 殿

岩手県教育委員会事務局生涯学習文化課
宮城県教育庁文化財保護課
福島県教育庁文化財課
文化庁文化財部記念物課

東日本大震災の復旧・復興事業に伴う埋蔵文化財発掘調査
のための職員派遣について（通知）

先般実施しました「東日本大震災の復旧・復興事業に伴う埋蔵文化財発掘調査のための平成25年度における職員派遣について（平成24年12月28日付け事務連絡）」に係る職員派遣の派遣先等については、各都道府県等教育委員会から御了承をいただき、深く御礼申し上げます。

この度、平成25年1月17日に実施しました職員派遣に関する意見交換や今後の発掘調査の実施体制等も踏まえ、岩手県教育委員会、宮城県教育委員会、福島県教育委員会及び文化庁の協議により、別紙のとおり、平成25年4月からの派遣先をとりまとめましたので、改めて通知いたします。

(本件担当連絡先)

岩手県教育委員会事務局生涯学習文化課
文化担当課長 村上 宏治 (内線6170)
文化財専門員 菅 常久 (内線6180)
電話：(代表) 019-651-3111
(直通) 019-629-6170

宮城県教育庁文化財保護課
副参事兼課長補佐 (総括担当)
吉田 郁 (内線3681)
技術主幹 (埋蔵文化財第一班長)
天野 順陽 (内線3684)
電話：(代表) 022-211-2111
(直通) 022-211-3681

福島県教育庁文化財課
主幹兼副課長 村木 亨 (内線5121)
主任主査 佐藤 弘子 (内線5122)
電話：(代表) 024-521-1111
(直通) 024-521-7787

文化庁文化財部記念物課
専門官 草野 純一 (内線2874)
係長 堀 敏治 (内線4768)
電話：(代表) 03-5253-4111
(直通) 03-6734-2876

(別紙)

平成25年度上半期からの職員派遣状況について

◎公務員職員派遣

都道府県	人数	派遣先	派遣期間
北海道	1	岩手県	25年4月～26年3月
青森県	1	岩手県	25年4月～26年3月
秋田県	2	岩手県・宮城県	25年4月～26年3月
山形県	1	宮城県	25年4月～26年3月
茨城県	1	福島県	25年4月～26年3月
群馬県	1	宮城県	25年4月～26年3月
埼玉県	2	宮城県・宮城県	25年4月～26年3月
千葉県	1	岩手県	25年4月～26年3月
神奈川県	1	宮城県	25年4月～26年3月
新潟県	1	宮城県	25年4月～26年3月
富山県	1	福島県	25年4月～26年3月
石川県	1	宮城県	25年4月～26年3月
福井県	1	宮城県	25年4月～26年3月
山梨県	1	宮城県	25年4月～26年3月
長野県	1	福島県	25年4月～26年3月
岐阜県	1	宮城県	25年4月～26年3月
静岡県	1	岩手県	25年4月～26年3月
滋賀県	1	岩手県	25年4月～26年3月
京都府	1	福島県	25年4月～26年3月
大阪府	1	岩手県	25年4月～26年3月
兵庫県	2	宮城県・福島県	25年4月～26年3月
奈良県	1	宮城県	25年4月～26年3月
和歌山県	1	福島県	25年4月～26年3月
島根県	1	宮城県	25年4月～26年3月
岡山県	1	宮城県	25年4月～26年3月
広島県	1	宮城県	25年4月～26年3月
山口県	1	宮城県	25年4月～26年3月
徳島県	1	宮城県	25年4月～26年3月
香川県	1	宮城県	25年4月～26年3月
福岡県	1	福島県	25年4月～26年3月
佐賀県	1	宮城県	25年4月～26年3月
熊本県	1	宮城県	25年4月～26年3月
宮崎県	1	宮城県	25年4月～26年3月
鹿児島県	1	岩手県	25年4月～26年3月
沖縄県	1	福島県	25年4月～26年3月

政令指定都市・市町	人数	派遣先	派遣期間
北海道深川市	1	岩手県陸前高田市	25年4月～26年3月
北海道函館市	1	岩手県大船渡市	25年4月～26年3月
埼玉県さいたま市	1	福島県	25年4月～26年3月
千葉県香取市	1	岩手県山田町	25年4月～26年3月
神奈川県小田原市	1	岩手県宮古市	25年7月～25年9月
新潟県新潟市	1	宮城県	25年4月～26年3月
富山県富山市	1	岩手県山田町	25年4月～26年3月
愛知県名古屋市	1	岩手県宮古市	25年7月～26年3月
京都府京都市	1	宮城県	25年4月～26年3月
兵庫県神戸市	2	岩手県大船渡市	25年4月～26年3月
奈良県奈良市	1	岩手県陸前高田市	25年4月～26年3月
香川県高松市	1	岩手県宮古市	25年4月～25年6月
福岡県福岡市	1	岩手県陸前高田市	25年4月～26年3月
宮崎県高原町	1	岩手県大槌町	25年4月～25年9月

◎財団法人職員（公益財団法人を含む）

派遣元	人数	派遣先	派遣期間
北海道埋蔵文化財センター	1	岩手県文化振興事業団	25年4月～26年3月
山形県埋蔵文化財センター	1	福島県文化振興財団	25年4月～26年3月
とちぎ未来づくり財団	2	福島県文化振興財団	25年4月～26年3月
東京都スポーツ文化事業団	1	福島県文化振興財団	25年6月～26年3月
大阪府文化財センター	2	岩手県文化振興事業団	25年4月～26年3月
大阪市博物館協会	1	福島県文化振興財団	25年4月～26年3月

(平成25年度上半期から職員派遣を予定している派遣先(岩手県の場合は市町を含む。))

	【内訳】 (公務員)	(財団法人職員)
■岩手県	22人	19人※
■宮城県	24人	24人
■福島県	14人	9人
計	60人	52人

※4月からは18名、7月から1名増

青森県
岩手県
宮城県
福島県
茨城県
千葉県
仙台市

各土地区画整理担当部局長殿

国土交通省都市局市街地整備課長

津波被災市街地における土地区画整理事業の早期工事着手等に向けた方策について

津波被災地においては、早期復興に向けて土地区画整理事業を促進させるため、合意形成等に努められているところであるが、土地区画整理事業の早期工事着手、円滑な事業進捗を図るための方策について、下記のとおり、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言として通知する。

なお、貴管下関係機関に対しても、この旨周知徹底方お願いする。

記

1 早期工事着手のための方策

土地区画整理事業に関する工事については、土地区画整理法(昭和29年法律第119号。以下「法」という。)第98条第1項の規定により、仮換地指定の後に着手するのが原則である。地方公共団体等施行事業の仮換地指定については、必要となる土地区画整理審議会の選挙手続を短縮できる措置を講じている(土地区画整理法施行令(昭和30年政令第47号)第42条の2第1項)ことから、本措置の適切な活用を通じ、仮換地指定の早期化及び工事着手の迅速化を図られたい。

また、仮換地指定の前であっても、法第78条第1項に規定する損失補償を伴う場合を除き、土地区画整理事業の工事実施に関する地権者の同意(いわゆる起工承諾)を得られた箇所から順次工事を実施することが可能であり、本手法を適時・適切に活用することを通じ、工事着手の迅速化を図られたい。

2 円滑な事業進捗のための所有者不明の土地の柔軟な取扱い

所有者不明の土地が存在する場合、土地区画整理事業においては、法第133条第1項の規定により、換地処分の際などにおける土地所有者等への通知に当たって、公告をもって書類の送付に代える(いわゆる公示送達)ことができることから、公示送達制度の適切な運用等を通じ所有者不明の土地についても換地処分を進める等、土地区画整理事業の手続の柔軟な進捗を図られたい。

なお、法第133条第1項の「過失がなく」の要件を充足するためには、通常は、登記簿、戸籍簿及び住民票の調査、周辺聞き取り調査等の施行者が一般に行うと想定される調査をすることによってもなお、書類の送付を受けべき者の住所等を確知できないことをもって足りると解される。

【参考】

○土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)

(移転補償等に伴う損失補償)

第七十八条 前条第一項の規定により施行者が建築物等に移転し、若しくは除却したことにより他人に損失を与えた場合又は同条第二項の照会を受けた者が自ら建築物等に移転し、若しくは除却したことによりその者が損失を受け、若しくは他人に損失を与えた場合においては、施行者(施行者が国土交通大臣である場合においては国。次項、第百一条第一項から第三項まで及び第百四条第十一項において同じ。)は、その損失を受けた者に対して、通常生ずべき損失を補償しなければならない。

(仮換地の指定)

第九十八条 施行者は、換地処分を行う前において、土地の区画形質の変更若しくは公共施設の新設若しくは変更に係る工事のため必要がある場合又は換地計画に基づき換地処分を行うため必要がある場合においては、施行地区内の宅地について仮換地を指定することができる。この場合において、従前の宅地について地上権、永小作権、賃借権その他の宅地を使用し、又は収益することができる権利を有する者があるときは、その仮換地について仮にそれらの権利の目的となるべき宅地又はその部分を指定しなければならない。

2~7 略

(書類の送付にかわる公告)

第一百三十三条 施行者は、土地区画整理事業の施行に関して書類を送付する場合において、送付を受けるべき者がその書類の受領を拒んだとき、又は過失がなくてその者の住所、居所その他書類を送付すべき場所を確知することができないときは、その書類の内容の公告をすることをもつて書類の送付にかえることができる。

2・3 略

○土地区画整理法施行令(昭和三十年政令第四十七号)

(災害の場合における選挙の特例)

第四十二条の二 災害の発生により急施を要する土地区画整理事業であつて、法第九十八条第一項の規定による仮換地の指定をすみやかに行うことが特に必要であり、かつ、国土交通大臣が適当と認めて指定したものに係る土地区画整理審議会の委員の選挙に関し第二十条、第二十一条第一項及び第三項、第二十二條第二項並びに第二十四条第二項の規定を適用する場合には、第二十条及び第二十一条第三項中「二十日」とあるのは「二週間」と、第二十一条第一項中「二週間」とあるのは「一週間」と、第二十二條第二項中「二十日前」とあるのは「十日前」と、第二十四条第二項中「十日」とあるのは「五日」とする。

2 前項の規定による国土交通大臣の指定があつた場合においては、市町村長等は、第十九条の公告をする前にその旨を公告しなければならない。

事 務 連 絡
平成 2 5 年 4 月 3 日

住宅再建・まちづくり復興事業担当部局長 殿

※青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、千葉県、仙台市

国土交通省都市局都市安全課長
市街地整備課長
住宅局住宅総合整備課長
水産庁漁港漁場整備部防災漁村課長
復興庁統括官付参事官(地域・インフラ担当)

住宅再建・まちづくりの復興事業に係る所有者不明等の場合の
用地取得の迅速化及び入札手続きの早期化について

東日本大震災の被災地における住宅再建・復興まちづくりの加速化に向け、所有者不明等の場合の用地取得の迅速化及び入札手続きの早期化については、関係省庁と協力し、対応しているところです。

つきましては、下記についてご留意のうえ、住宅再建・復興まちづくりの加速化を図られるようお願いいたします。

なお貴県におかれては、貴管下の被災市町村に対しこの旨周知いただくよう、よろしくお取り計らい願います。

記

1. 所有者不明等の場合の用地取得の迅速化について

東日本大震災の被災地における住宅再建・まちづくりの復興事業（以下「復興事業」という。）に伴う用地取得については、土地の所有者の所在が不明であるなど、所有者の調査が困難であるため、復興が進まないケースがあるとの指摘がされています。

復興事業の実施に当たり、自治体が用地取得を行う場合等には、不明地権者の調査を司法書士、補償コンサルタント等に委託することにより、用地取得の迅速化が図られる場合もあります。防災集団移転促進事業、津波復興拠点整備事業、災害公営住宅整備事業及び漁業集落防災機能強化事業に係る当該調査費については、各復興事業の

事業計画作成費等[※]として、東日本大震災復興交付金等を充てることができることから、必要に応じて、活用願います。

なお、法務省民事局民事第二課長より、日本司法書士会連合会会長に対し、被災地の自治体から、登記の嘱託に係る事件の土地の所有者の所在探索又は所有権の登記名義人の相続人の調査の依頼を受けたときは、積極的に対応するよう、会員に周知願う旨、依頼されていることを申し添えます。

(※各復興事業について、東日本大震災復興交付金交付要綱(国土交通省)附属編または東日本大震災復興交付金基金交付要綱(国土交通省)附属第Ⅱ編の以下の部分に該当します。(漁業集落防災機能強化事業を除く。))

防災集団移転促進事業：別表(7)事業計画等の策定に関する事業 ウ 権利の調査及び評価

津波復興拠点整備事業：津波復興拠点のための用地取得造成 イ 測量試験費

災害公営住宅整備事業：「災害公営住宅整備事業等対象要綱」第4条表中(イ)欄「用地取得造成事業」に係る(ロ)欄「事務費」

漁業集落防災機能強化事業：東日本大震災復興交付金交付要綱(農林水産省)または東日本大震災復興交付金(復興交付金基金)交付要綱(農林水産省)の別添5 漁業集落防災機能強化事業における第4 助成 2 対象経費 (1) 工事費 (エ) 測量及び試験費

2. 復興事業に係る入札手続きの早期化について

復興事業に係る入札契約方式の選択に当たっては、復興事業の緊急性等を勘案し、地方自治法上認められている契約方式(一般競争入札を原則としつつ、一定の場合は指名競争入札及び随意契約が認められている)のうち、出来るだけ早期に住宅再建・復興まちづくりを進める観点から適切な入札契約方式を選択すべきであることにご留意願います。